

森林所有者の皆様へ
平成26年10月1日以降に
水源地域内において
森林の土地取引を行う場合は

事前届出が必要です!



森づくり応援団長
みやざき犬の
"むっちゃん"

宮崎県水源地域保全条例

県土の約76%を占め、水源涵養機能など多面的機能^{かん}を有する森林の保全は、水資源の保全という観点からも重要です。

水源地域としての森林を将来にわたって守り育てていくため、県では水源地域における土地取引の事前届出制度等を定めた「宮崎県水源地域保全条例」を制定しました。

水源地域における土地取引の事前届出制度

平成26年10月1日以降に、水源地域内の森林である土地について、売買などの契約を締結しようとするときは、宮崎県水源地域保全条例に基づき、その6週間前までに当事者の氏名・住所、取引後の土地の利用目的等を県に届け出なければなりません。

詳しくは裏面へ

● ホームページ

宮崎県水源地域保全条例

検索

